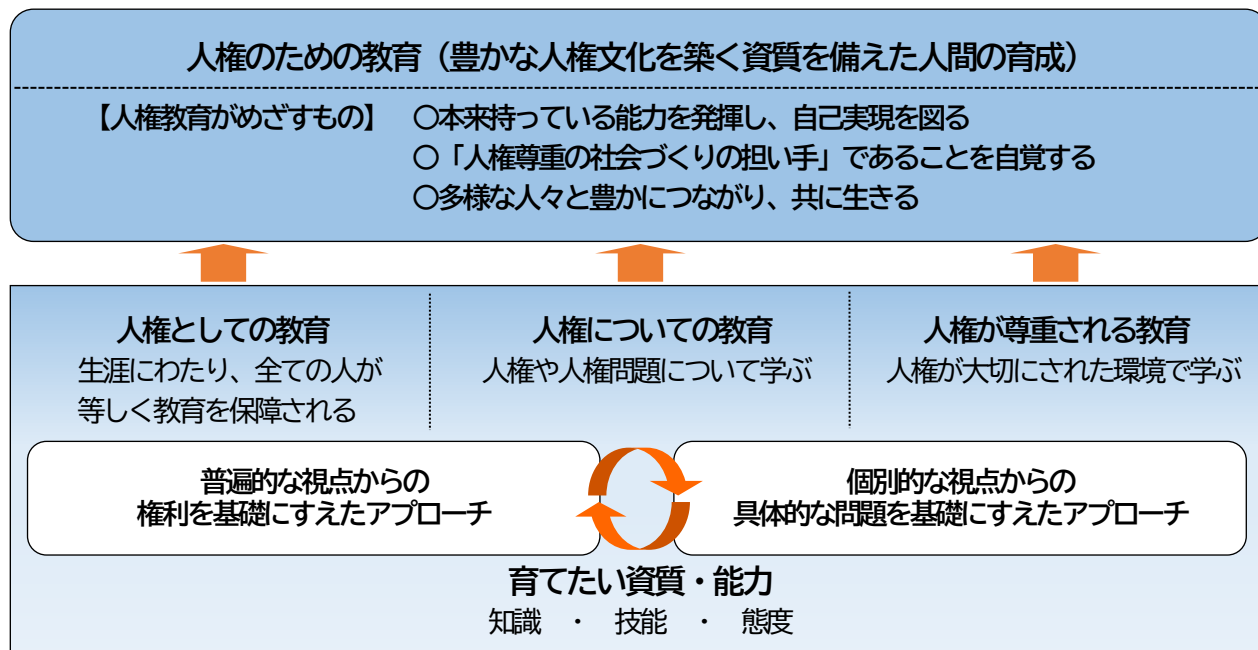


【令和7年度】 学校教育における人権教育推進のための重点

1 鳥取県がめざす人権教育

「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」（令和5年3月）



2 重点事項

① 「育てたい資質・能力（知識・技能・態度）」を拠り所とした教育実践

- ・「育てたい資質・能力」の育成をめざした教育活動の実践の充実のために
 - 「育てたい資質・能力」について教職員間の共通理解を図る。
 - 人権教育全体計画、人権学習年間指導計画、人権学習指導案に「育てたい資質・能力」を明記する。
- ・多角的な評価による見直し・工夫・改善のために
 - 児童生徒等による自己評価アンケート等に「育てたい資質・能力」を盛り込むなどの工夫を行う。
 - 授業研究会を行ったり、外部指導助言者に評価を求めたりする。

② いじめの未然防止等生活につながる人権教育の創造

- ・児童生徒等の実態に応じた指導内容・指導方法のために
 - 「協力」「参加」「体験」（参加型学習）を意識し、学びがいのある授業づくりを行う。
 - 発達段階を考慮した効果的な学習教材の選定・開発と人権学習年間指導計画等の見直しを行う。
 - 人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にし、教育活動全体を通して取り組む。
- ・「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会的立場の自覚を育成するために
 - 普遍的な視点を意識し、個別的な視点と往還させた人権教育を実践する。
 - 多面的・多角的に考え、主体的に判断する力の育成をめざした授業づくりを行う。

③ 教職員研修の充実

- ・教職員がまず人権尊重の理念を十分認識するために
 - 研修の目的やねらいを明確にし、対話・協議・交流等を大切にしながら効果的な研修を実施する。
 - 学校の実態に応じた研修計画等を作成し、実施状況について点検・評価を行い、改善・充実を図る。
 - 外部指導助言者の招聘や指導参考資料等の活用を図る。